

事務長	事務	事務
		処理日 /

生徒旅客運賃割引交付申請書

※申請は太枠内を全て記入してください。（鉛筆不可）

申 請 日	年 月 日 ()
生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
学年クラス学籍番号	年 組 番 第 号
乗車船区間	駅から 駅まで (経由)
必 要 枚 数	1 枚 ・ 2 枚 (往復切符利用不可の場合)
旅 行 期 間	月 日 () ～ 月 日 () まで
旅行目的 (該当する項目に○)	帰省 ・ 教育活動（部活動大会等への参加） ・ 受験 傷病治療 ・ 保護者旅行随伴 ・ その他 ()
保護者氏名	印

- ※注意
- 1. 学割証の発行は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としており、その**使用目的が限られています**のでご注意ください
 - 2. J R 各社の利用区間が、片道100kmを越える場合に利用できます
 - 3. 1枚で往復の乗車券が購入できます
 - 4. 学割証利用の際は学割証裏面の使用上の注意をご確認ください
 - 5. 有効期限は発行日より3ヶ月です
 - 6. 学割証は即日発行できない場合がありますので、早めの申請をお願いいたします

(以下 学校使用欄)

年 月 日 () 発行
割引証番号契約印
第 号

年 月 日 () 発行
割引証番号契約印
第 号

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）は、生徒が旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ各社」という）を利用し、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、運賃が割引（大人普通旅客運賃の２割引）になるものです。

1. 使用目的の範囲

学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、生徒なら誰でも無制限に使える制度ではありません。

学割証を発行してもらえる旅行目的としては、

- (1) 休暇や所用での帰省
- (2) 実験・実習、通信による教育を行う学校の面接授業や試験など、正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動、体育・文化に関する正課外教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

となりますので、ご注意ください。

2. 使用枚数

学割証を提出して乗車券を購入するにあたり、乗車券１枚につき学割証も１枚必要になります。

往復の乗車券なら学割証は１枚で済みますが、行きと帰りで別々に片道切符を購入する場合、学割証も２枚必要になります。学割証を申請する際には、前もって何枚必要なのかを確認し、正確な枚数を申請してください。学割証が適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されませんので、ご注意ください。なお、一人あたりの年間利用枚数制限というものはありませんが、学割証の発行は１の使用目的の範囲に限られますので、決められた使用目的の範囲内でご使用ください。

3. 使用期限

学割証の有効期限は、発行から３ヶ月です。ただし、３年生の場合で１月以降に発行した有効期限は３月31日までとなりますのでご注意ください。

4. 使用対象となる鉄道会社

学割証はＪＲ各社が自社の利用に関して発行しているものですので、ＪＲ各社のみが対象です。

ＪＲバスなどＪＲ系列の会社で適用されるのかどうか、他の鉄道会社・交通機関等に適用されるのかどうかについては、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社へご確認ください。

一部私鉄やフェリー、バスなどで学割制度を導入している会社がありますが、ＪＲと同じ学割証が必要な場合もあれば、学生証のみで対応してもらえる場合もありますので、必要な書類・手続きについても、利用する交通機関でご確認ください。